

## 議案第8号

### 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第5条の3中「100分の2.3」を「100分の2.4」に改める。

第5条の4中「8,000円」を「1万4,000円」に改める。

第6条中「100分の1.5」を「100分の2」に改める。

第7条中「1万3,000円」を「1万4,000円」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ウ中「5,600円」を「9,800円」に改め、同号エ中「9,100円」を「9,800円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ウ中「4,000円」を「7,000円」に改め、同号エ中「6,500円」を「7,000円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,800円」に改め、同号エ中「2,600円」を「2,800円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納稅義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,550円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,250円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,500円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 2,100円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,500円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,000円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第19条の2の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改める部分及び「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基礎課税額に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び<u>第19条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3</p>	<p>(基礎課税額に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び<u>第19条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及</p>

<p>号及び第19条第1項において同じ。)以外の世帯 5,000円</p>	<p>び第19条において同じ。)以外の世帯 5,000円</p>
<p>(2)～(3) 省略 (後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p>	<p>(2)～(3) 省略 (後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p>
<p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。 (後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。 (後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万4,000円</u>とする。 (介護納付金課税額に係る所得割額)</p>	<p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。 (介護納付金課税額に係る所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万4,000円</u>とする。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p>	<p>第7条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万3,000円</u>とする。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p>
<p>第11条 国民健康保険税の賦課期日 後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第2条第1項の</p>	<p>第11条 国民健康保険税の賦課期日 後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第2条第1項の</p>

額（第19条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 省略

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る

額（第19条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 省略

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭

所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～イ 省略

和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～イ 省略

ウ 後期高齢者支援金等課税額に  
係る被保険者均等割額 被保険  
者（第1条第2項に規定する世  
帯主を除く。） 1人について  
9, 800円

エ 介護納付金課税額に係る被保  
険者均等割額 介護納付金課税  
被保険者（第1条第2項に規定  
する世帯主を除く。） 1人につ  
いて 9, 800円

(2) 法第703条の5第1項に規定  
する総所得金額及び山林所得金額  
の合算額が、43万円（納税義務  
者並びにその世帯に属する国民健  
康保険の被保険者及び特定同一世  
帯所属者のうち給与所得者等の数  
が2以上の場合にあっては、43  
万円に当該給与所得者等の数から  
1を減じた数に10万円を乗じて  
得た金額を加算した金額）に被保  
険者及び特定同一世帯所属者1人  
につき28万5,000円を加算  
した金額を超えない世帯に係る納  
税義務者（前号に該当する者を除  
く。）

ア～イ 省略

ウ 後期高齢者支援金等課税額に  
係る被保険者均等割額 被保険  
者（第1条第2項に規定する世  
帯主を除く。） 1人について

ウ 後期高齢者支援金等課税額に  
係る被保険者均等割額 被保険  
者（第1条第2項に規定する世  
帯主を除く。） 1人について  
5, 600円

エ 介護納付金課税額に係る被保  
険者均等割額 介護納付金課税  
被保険者（第1条第2項に規定  
する世帯主を除く。） 1人につ  
いて 9, 100円

(2) 法第703条の5に規定する総  
所得金額及び山林所得金額の合算  
額が、43万円（納税義務者並び  
にその世帯に属する国民健康保険  
の被保険者及び特定同一世帯所属  
者のうち給与所得者等の数が2以  
上の場合にあっては、43万円に  
当該給与所得者等の数から1を減  
じた数に10万円を乗じて得た金  
額を加算した金額）に被保険者及  
び特定同一世帯所属者1人につき  
28万5,000円を加算した金  
額を超えない世帯に係る納税義務  
者（前号に該当する者を除く。）

ア～イ 省略

ウ 後期高齢者支援金等課税額に  
係る被保険者均等割額 被保険  
者（第1条第2項に規定する世  
帯主を除く。） 1人について

7, 000円

エ 介護納付金課税額に係る被保  
険者均等割額 介護納付金課税  
被保険者（第1条第2項に規定  
する世帯主を除く。） 1人につ  
いて 7, 000円

(3) 法第703条の5第1項に規定  
する総所得金額及び山林所得金額  
の合算額が、43万円（納税義務  
者並びにその世帯に属する国民健  
康保険の被保険者及び特定同一世  
帯所属者のうち給与所得者等の数  
が2以上の場合にあっては、43  
万円に当該給与所得者等の数から  
1を減じた数に10万円を乗じて  
得た金額を加算した金額）に被保  
険者及び特定同一世帯所属者1人  
につき52万円を加算した金額を  
超えない世帯に係る納税義務者  
(前2号に該当する者を除く。)

ア～イ 省略

ウ 後期高齢者支援金等課税額に  
係る被保険者均等割額 被保険  
者（第1条第2項に規定する世  
帯主を除く。） 1人について  
2, 800円

エ 介護納付金課税額に係る被保  
険者均等割額 介護納付金課税  
被保険者（第1条第2項に規定  
する世帯主を除く。） 1人につ

4, 000円

エ 介護納付金課税額に係る被保  
険者均等割額 介護納付金課税  
被保険者（第1条第2項に規定  
する世帯主を除く。） 1人につ  
いて 6, 500円

(3) 法第703条の5に規定する総  
所得金額及び山林所得金額の合算  
額が、43万円（納税義務者並び  
にその世帯に属する国民健康保険  
の被保険者及び特定同一世帯所属  
者のうち給与所得者等の数が2以  
上の場合にあっては、43万円に  
当該給与所得者等の数から1を減  
じた数に10万円を乗じて得た金  
額を加算した金額）に被保険者及  
び特定同一世帯所属者1人につき  
52万円を加算した金額を超えない  
世帯に係る納税義務者（前2号  
に該当する者を除く。）

ア～イ 省略

ウ 後期高齢者支援金等課税額に  
係る被保険者均等割額 被保険  
者（第1条第2項に規定する世  
帯主を除く。） 1人について  
1, 600円

エ 介護納付金課税額に係る被保  
険者均等割額 介護納付金課税  
被保険者（第1条第2項に規定  
する世帯主を除く。） 1人につ

いて 2,800円

2 国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納稅義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等

割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額

を減額した世帯 2,550円

イ 前項第2号アに規定する金額

を減額した世帯 4,250円

ウ 前項第3号アに規定する金額

を減額した世帯 6,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以

外の世帯 8,500円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係

る被保険者均等割額 次に掲げる

いて 2,600円

世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額

を減額した世帯 2,100円

イ 前項第2号ウに規定する金額

を減額した世帯 3,500円

ウ 前項第3号ウに規定する金額

を減額した世帯 5,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以

外の世帯 7,000円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によ

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第19条の2 国民健康保険税の納稅義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第20条の2において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第19条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものと

るものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

#### 附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第19条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1

する。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）とする。

#### 附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する

項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

るの「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」である。

林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」である。

(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中

「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条中「及び山林所

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国

得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国

民健康保険税の課税の特例)	民健康保険税の課税の特例)
1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び <u>第19条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、 <u>第19条第1項</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び <u>第19条第1項</u> の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、 <u>第19条第1項</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の	1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の

3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑

3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑

所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等

所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等

の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保

の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保

険税の課税の特例)

1 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山

険税の課税の特例)

1 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額

林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額

又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに

並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。



(抜  
粋)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月十一日

法律第六十六号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律  
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の二号を加える。

七 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

八 第四十七条に次の二項を加える。  
保険者が健康保険組合である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、同項第一号に掲げる額(当該健康保険組合が同項第二号に掲げる額を超える同項第一号に掲げる額未満の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額)をその者の標準報酬月額とすることができる。

第五十五条第一項の「〔含む〕」の下に「次項及び第八条第二項において同じ」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、國家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行ふ者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。  
第九十九条第四項中「起算して一年六月を超えないもの」を「通算して一年六月間」に改める。

第七十二条の三第一項中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第七十二条の三の一 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第七百三条の五第二項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

第七十二条の四第一項中「市町村は、」の下に「第七十二条の三第一項及び」を加える。

第七十二条の五第一項中「による特定健康診査」の下に「第八十二条第二項において單に「特定健康診査」という。」を加える。

第七十四条中「第七十条、第七十二条」の下に「第七十二条の三の二第二項」を加える。

第七十五条中「第七十二条の三第二項」の下に「第七十二条の三の二第三項」を加える。

第八十一条の二第九項第四号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘査して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

第八十二条中第十二項を第十四項とし、第七項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「医療保険等関連情報」の下に「事業者等から提供を受けた被保険者に係る健診結果に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村及び組合は、前項の規定により被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うに當たつて必要があると認めるときは、被保険者を使用していいる事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健診結果に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者に係る健診結果に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものと提供するよう求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第八十二条の二第二項第二号中「算定方法」の下に「及びその水準の平準化」を加え、同条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の状況及びその見通しその他的事情を勘査し、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、当該都道府県内の市町村の国民健康保険に関する特別会計における財政の均衡を保つために必要な措置を定めるよう努めるものとする。

第八十六条中「同条第三項から第六項まで、第十一項及び第十二項」を「同条第五項から第八項まで、第十三項及び第十四項」に改め、「の議員」との下に「同条第二項中「被保険者を」とあるのは「若しくは」、と「同法」とあるのは「それぞれ当該都道府県若しくは市町村若しくは組合が保存している医疗保险等関連情報（高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医疗保险等関連情報をいう。次項及び第四項において同じ。）又は労働安全衛生法」と、同条第三項中「労働安全衛生法」とあるのは「医療保険等関連情報の提供を求められた都道府県若しくは市町村若しくは組合又は労働安全衛生法」と「当該」とあるのは「当該医療保険等関連情報又は当該」と、同条第四項中「高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する」とあるのは「都道府県若しくは市町村又は組合から提供を受けた」とを加える。

第一百四条中「第七項」を「第九項」に改める。

第一百三十条の三第二項中「規定する保険者」の下に「及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第一百三十三条の四中「いう。」の下に「その他医療に関する給付を定める法令」を加える。

附則第九条第一項中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

附則第二十二条中「第八十一条の二第九項第四号」を「第八十一条の二第十項第四号」に改める。

附則第二十五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法の一部改正）

### 第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第三項第一号二中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同項第二号二、同条第十二項第二号口及び第二十項第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第七百三条の五中「この条」を「この項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 市町村は、国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。

第七百三条の五の二第二項中「前条」を「前条第一項」に「同項」を「第七百三条の四第六項」に、「同条」を「前条第一項」に改める。

附則第三十五条の五中「同条第一項」に改める。

第七百三条の五第一項中「第七百三条の五第一項」に「第七百三条の四第六項、第七百三条の四第六項、第七百三条の五第六項、第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この条」に改める。

附則第三十五条の五中「第七百三条の五第一項」に「第七百三条の四第六項、第七百三条的五第一項」を「第七百三条的五第一項」に、「この条」を「この条」に改める。

附則第三十五条の五中「第七百三条的五第一項」に「第七百三条的五第一項」を「第七百三条的五第一項」に改める。

附則第三十五条の五中「第七百三条的五第一項」に「第七百三条的五第一項」を「第七百三条的五第一項」に改める。

附則第三十五条の五中「第七百三条的五第一項」に「第七百三条的五第一項」を「第七百三条的五第一項」に改める。

附則第三十五条の五中「第七百三条的五第一項」に「第七百三条的五第一項」を「第七百三条的五第一項」に改める。

附則第三十五条の五中「第七百三条的五第一項」に「第七百三条的五第一項」を「第七百三条的五第一項」に改める。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)

**第十条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。**

第十二条第一項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「をいう。次項」を「及び生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の二第一項に規定する受給者番号等をいう。次項」に改め、同条第二項中「又は高齢者の医療の確保に関する法律第二百六十五条の二第一項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第二百六十五条の二第一項又は生活保護法第八十条の四第一項」に、「又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第三項又は生活保護法第三十四条第六項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第三項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の第八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第二百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第四十六号)第三条の二の二第一項の改正規定(第七百三十三条の四第十一項第一号)を「第七百三十三条の四第十一項第一号」に改める部分に限る)並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二 第六条の規定(前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第一百四条の改正規定を除く)及び第七条の規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第二十三条の規定(前号に掲げる改正規定を除く) 令和四年四月一日

三 第一条中健康保険法第二百五十九条及び第二百四十五条第一項第十二号の改正規定、第二条中船員保険法第二百五十九条及び第二百四十五条第一項第七号の改正規定並びに第三条及び第四条の規定並びに附則第三条第三項、第四条第一項、第五条及び第六条の規定、附則第十二条中私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条の改正規定(同条の表第七十五条の三第一項の項中「第二百条の二の規定」を「第二百条の二第一項の規定」に、「第二十八条第五项及び第六项」に改める部分及び同表附則第十二条第九項の項中「第四项」を「第五项」に改める部分に限る)及び同法第二十八条の改正規定、附則第十二条の規定、附則第十三条中国民公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第七十五条の三第一項第五号、第二百条の二及び第二条第一項の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第七十九条第一項第五号、第二百四十五条の二、第二百四十六条第一項及び第二百四十四条の十二第一項の改正規定並びに附則第十六条、第二十六条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

四 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項及び第九十三条の改正規定並びに附則第七条の規定 令和四年十月一日から令和五年三月一日までの間ににおいて政令で定める日

五 第六条中国民健康保険法第八十二条の二の改正規定 令和六年四月一日

六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第二百五十三条の十第二項及び第二百五十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第二百六十五条の二第二項及び第二百六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第二百六十五条の二第二項及び第二百六十五条の三の改正規定、第八条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十二条中私立学校教職員共済組合法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国民公務員共済組合法第二百四十四条の三第二項及び第四十七条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第二百四十四条の三第二項及び第四十七条の三の改正規定、附則第二十二条、第二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

#### (検討)

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行なうとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法第四十七条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に健康保険法第三十六条の規定により被保険者の資格を喪失した者について適用し、施行日前に同条の規定により被保険者の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の健康保険法第九十九条第四項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して一年六ヶ月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の健康保険法第九十九条第四項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の健康保険法第二百五十九条の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という)以後に開始する健康保険法第四十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の船員保険法第六十九条第五項の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して三年を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の船員保険法第六十九条第五項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の船員保険法第六十九条第五項の規定は、第三号施行日以後に開始する船員保険法第六十九条第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十二条の二の規定は、第三号施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置)

**第六条** 第四条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第二項において読み替えた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の三、第一百三十九条及び第一百四十条の規定は、第三号施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第二号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** 第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(以下この条において「新高確法」という)第六十七条第一項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行日(以下「第四号施行日」という)以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る新高確法の規定による後期高齢者医療給付についてそれぞれ適用し、第四号施行日前に行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る第五条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(次項において「旧高確法」という)の規定による後期高齢者医療給付については、それなお従前の例による。

2 新高確法第九十三条の規定は、第四号施行日以後に行われる新高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用について適用し、第四号施行日前に行われた旧高確法の規定による後期高齢者医療給付に要する費用については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

**第八条** 都道府県は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までに、第六条の規定による改正後の国民健康保険法第八十二条の二(第九項を除く)の規定の例により、国民健康保険法第八十二条の二第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** 第七条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四から第七百三条の五の二まで及び附則第三十五条の五から第三十七条の三までの規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

**第十条** 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

**第十一条** 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第六十六条第十四項の項中「相当する補償」の下に「(次項において「休業補償等」という。)を、「支給」の下に「(次項において「休業給付等」という。)を加え、同項の次に次のように加える。

休業補償等  
休業給付等

第六十六条第十五項  
(私立学校教職員共済法の一部改正)

第二十五条の表第七十五条の三第一項の項中「第一百条の二の規定」を「第百条の二第一項の規定」という。」を加え、「この号及び第四項」を「第二十八条第五項及び第六項」に改め、同表附則第十二条第九項の項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十六条第一項第一号中「による特定健康診査」の下に「(第三項において單に「特定健康診査」という。)を加え、「この号及び第四項」を「この条」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「医療保険等関連情報」の下に「事業者等から提供を受けた加入者等に係る健康診断に関する記録の写しその他必要な情報」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 事業団は、第一項第一号の規定により加入者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて必要があると認めるときは、加入者等を使用している事業者等(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第一条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断(特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る)を実施する業務を有する者その他文部科学省令で定める者をいう。以下この条において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、文部科学省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者等に係る健康診断に關する記録の写しその他これに準ずるものとして文部科学省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している加入者等に係る健康診断に關する記録の写しの提供を求められた事業者等は、文部科学省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

第二十八条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、「除く」の下に「第四項において同じ」を加え、「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日までの各月分」を「前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該加入者に関する掛金等(その育児休業等の期間が一月以下の区分に応じ、当該各号に定める月の当該加入者に関する掛金等に限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合

二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合

第三十一条第三項中「次項」を「第五項」に、「その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの各月分」を「前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に、「同項」を「第一項」に改め、「もの」の下に「(その育児休業等の期間が一月以下の区分に応じ、当該各号に定める月の当該加入者に関する掛金等に限る。)」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 加入者が連続する二以上の育児休業等をしている場合(これに準ずる場合として文部科学省令で定める場合を含む。)における前二項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。

第四十七条の三第二項中「保険者」の下に「及び法令の規定により医療に關する給付その他の事務を行なう者であつて文部科学省令で定めるもの」を加える。

第四十七条の四中「高齢者の医療の確保に関する法律をいう。」の下に「その他医療に關する給付を定める法令」を加える。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第十二条 前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十八条の規定は、第三号施行日以後に開始する私立学校教職員共済法第二十二条第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十六条第十四項中「相当する補償」の下に「(次項において「休業補償等」という。)を加え、同条に次の二項を加える。

15 組合は、前項の規定による傷病手当金に関する処分に關し必要があると認めるときは、休業補償等の支給状況につき、休業補償等の支給を行う者に対し、必要な資料の提供を求めることができること。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十四条の二の規定は、第三号施行日以後に開始する地方公務員等共済組合法第四十三条第十二項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第十七条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十一條の二(ただし書中「について行う」を「又は六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者について行う」に改める。)

(船員職業安定法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改める。

一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第九十三条第一項

二 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十五条第一項

三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第六十一条

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第十九條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。  
(登録免許税法の一部改正)

第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の四の項の第三欄の第二号中「第三項」を「第五項」に改め、同表の八の項の第三欄の第二号中「第七項」を「第九項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法の一部を次のように改止する。

別表第一の十九の項中「第一百十二条の二」を「第一百十二条の二第一項」に改め、同表の七十二の二の項及び七十三の項中「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

別表第一の五の十一の項、別表第三の七の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四中「支給」の下に「同法第五十五条の八第一項の被保険者健康管理支援事業の実施」を加える。

第二十二条 住民基本台帳法の一部を次のように改止する。  
(別表第一中七十一の七の項を七十一の八の項とし、七十一の四の項から七十一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、七十一の三の項の次に次のように加える。)

七十一の四 保険診療報酬支払基盤又は国民健康保険団体連合会 生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による同法第八十条の四の法律の一部を次のように改止する。

別表第一の五の十一の項中「昭和二十五年法律第二百四十四号」による同法第八十条の四の法律の一部を次のように改止する。  
(別表第一中七十一の七の項を七十一の八の項とし、七十一の四の項から七十一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、七十一の三の項の次に次のように加える。)

七十一の四 保険診療報酬支払基盤又は国民健康保険団体連合会 第一項の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の十一の項中「昭和二十五年法律第二百四十四号」を削る。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第二十三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改止する。  
(第三条の二の三第一項中「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に、「同法第七百三条の五」を「同法第七百三条の五第一項」に、「この条」を「この項」に改める。)

(公害健康被害の補償等に関する法律の一一部改正)

第二十四条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「第五十条第一項」を「第三十四条第二項」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第二十五条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百五条の四十五第六項中「第八十二条第三項」を「第八十二条第五項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第二十六条 放送大学学園法(平成十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「第二十八条第二項から第五項まで」を「第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項」に改める。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第二十七条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第二十八条第二項から第五項まで」を「第二十八条第二項、第三項、第五項及び第六項」に改め、同条第三項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

(独立行政法人地域医療機能推進機構法の一部改正)

第二十八条 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第三項」を「第五項」に改める。  
(健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 次に掲げる法律の規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

一 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十一条  
二 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第二十四条第四項及び第二十五条第四項

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第三十条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)  
第三十二条 第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)  
第三十二条 第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)  
第三十二条 第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三十二条 第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正  
第三十二条 第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三十二条 第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三十二条 第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三十二条 第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条」に改める。

(政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

總務大臣 武田 良太

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 敏久

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

#### 第四条の四 法第七十二条の三の二第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、法の規定により保険料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる額とする。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)  
**第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。**  
 第四条の三第一項第一号中「第二十九条の七第五項」を「第二十九条の七第五項第一号から第五号まで」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改め、同項第二号中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に、「当該総額」を「当該減額した額の総額」に改める。  
 第四条の五を第四条の六とし、第四条の四を第四条の五とし、第四条の三の次の次に第一条を加える。

一 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第二十九条の七第五項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項及び第三項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度分の法第

内閣総理大臣 普 義偉

御名 御璽  
令和三年九月十日

#### 政令第二百五十三号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
 内閣は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十六号)の施行に伴い、並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十二号)第七十二条の三の二、第八十一条並びに第八十一条の二第一項各号及び第四項、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百三条の五第二項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条第四項の規定に基づき、並びに国民健康保険法を実施するため、この政令を制定する。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第一条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。  
 第二十九条の七第二項第一号イ(3)中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号イ(4)中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同号口(4)、同条第三項第一号口(2)及び同条第四項第一号口(2)中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第二項」を加え、同条第五項に次の二号を加える。

四 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金の額  
 第十五条第三項第一号口中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号ハ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改める。  
 第十六条第三号中「第八十一条の二第九項第四号」を「第八十一条の二第十項第四号」に改める。  
 第十七条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。  
 四 法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金の額  
 第十八条の見出しを「(法第八十一条の二第二項の規定による財政安定化基金の取崩し)」に改め、同条第一項中「同条第九項第四号」を「同条第十項第四号」に、「第八十一条の二第九項第五号」を「第八十一条の二第十項第五号」に改める。  
 第十九条第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

七 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。



			法第百二十九条第二項
		第三十四条第二項	法第一百三十八条第四項
第三十六条	法	法第一百三十九条第七項又は同項の規定により免除保険料額に法第百額を乗じて得た額を免除されていきる。	法第一百三十九条第七項又は同項の規定によりおその効力を有するも
前条第二項		を一まで増加することができ	のとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するも

第三条第二項の表第三十五条から第三十六条の二までの項中「から第三十六条の二まで」を削り、  
同項の次に次のように加える。

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一項の規定によりおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するも

第三十六条の二	法	同条第八項及び第九項	同条第九項
		あるのは「産前産後休業」と 同条第九項	同項

(国有資産等所在市町村交付金法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部改正)  
第六条 次に掲げる政令の規定中「第三項」を「第五項」に改める。  
一 國有資產等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号)第一条の五第八号  
二 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)附則第十五条第二項  
(印紙税法施行令の一部改正)  
第七条 印紙税法施行令(昭和四十二年政令第百八号)の一部を次のように改正する。  
1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条、第六条及び第七条の規定は同年一月一日から、第五条の規定は同年十月一日から施行する。  
(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
2 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項(第六号及び第七号に係る部分に限る)の規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

總務大臣 武田 良太  
財務大臣 麻生 太郎  
厚生労働大臣 田村 敏久  
内閣総理大臣 曾 義偉